

寄附禁止 ルールを守って 明るい選挙

問合先 選挙管理委員会



政治家（候補者および候補者になろうとする者を含む）が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず、禁止されています。また、政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも、禁止されています。

寄附は現金に限らず、お中元やお歳暮、お祭りや各種イ



「三ない運動」を実施し、明るい選挙を実現しましょう。

- ・政治家は有権者に寄附を贈らない!
- ・有権者は政治家に寄附を求めない!
- ・政治家から有権者への寄附は受け取らない!

教育委員会委員の任命について

問合先 人事課人事担当

教育委員会委員の石澤良浩さんが任期満了となり、10月1日付けで再任されました。

※ 教育委員会は、教育長および委員4人で組織し、教育行政の基本方針や重要事項を審議・決定しています



競争入札参加資格審査申請の追加受付

問合先 財政課契約担当

令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の追加受付を行います。

建設工事など

受付期間 11月1日(水)～24日(金)(既登録業者の追加申請は、11月1日(水)～30日(木))

申請方法 関係書類を県総務部入札審査課へ郵送(消印有効)

※ 詳細は、県ホームページをご覧ください

物品・その他

受付期間 12月1日(金)～28日(木)

申請方法 財政課契約担当へ郵送(消印有効)または直接

都市計画変更案の縦覧について

問合先 都市計画課都市計画担当

坂戸都市計画生産緑地地区の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行います。

縦覧

内容 第1号、第15号、第16号、第17号、第20号、第23号、第26号、第32号、第33号生産緑地地区の変更

期間 11月6日(月)～11月20日(月)8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

場所 市役所2階都市計画課



県HPはこちら



市HPはこちら



※ 詳細は、市ホームページをご覧ください

入札参加資格の有効期間

令和6年3月1日(金)～令和7年3月31日(月)



意見書の提出

対象 市内に住所を有する方、利害関係のある方

提出方法 11月20日(月)(必着)までに縦覧場所にある所定の様式に必要事項を記入のうえ、都市計画課へ郵送「〒350-1229 2(住所不要)または直接提出してください。

11月は児童虐待防止月間です ～あなたしか 気づいてないかも そのサイン～

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

令和4年度、県内の児童相談所が対応した虐待相談の件数は1万8877件となりました。令和3年度に比べ1271件増えており、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。

児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどをさせる、首を絞める、戸外に締め出すなど

心理的虐待 否定的・差別的な言葉を繰り返す、無視、DVの目撃、子どもの面前でのけんか、他のきょうだいと差別的な扱いなど

性的虐待 子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

ネグレクト 食事を与えない、入浴をさせない、登校をさせない、車や家に置き去りにする、子どもにとって必要な情緒的愛情にこたえない、保護者以外の同居人などが虐待を行っているにもかかわらず放置するなど

迷わずご連絡ください

市は、複雑化する児童虐待の問題に、より専門的に対応

するため、子ども家庭総合支援拠点を開設し、児童虐待や子育て相談などに対応しています。児童虐待により、子どもの命が奪われる悲しい事件は後を絶ちません。

地域の方々の「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。気になることがありましたら迷わずご連絡ください。

※ 連絡者の秘密は守られます。匿名でも構いません

児童虐待に関する連絡先

・児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎1189 (いちひやく)

※ 24時間対応

・川越児童相談所

☎223・4152

・こども支援課子育て支援担当

☎271・1111

夜間・休日など、緊急の場合は警察へ110番通報をお願いします。

子育てに困ったときの相談先

・児童・家庭総合相談窓口(こども支援課)

☎271・1111

・保健センター

☎271・2745

11月は子供・若者育成支援強調月間です

問合せ先 市青少年健全育成連絡協議会事務局(こども支援課内)

深夜外出やスマートフォンによるトラブル、不登校、貧困など、青少年をめぐる環境は急激に変化しています。

青少年による非行や犯罪を増加させている要因の一つとして、青少年の行動に対する大人の無関心さや、規範意識の低下など「大人の責任」が問われています。

市青少年健全育成連絡協議会では、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、深夜営業を行う店舗への青少年の帰宅推奨のお願いや、防犯パトロールなどを実施し、地域で子どもたちの見守りを行っています。

青少年健全育成推進協議会とは

市内5地区(各中学校区に1地区)で地域の方々が会員となり、青少年の育成と安全な地域づくりのために、様々な活動を行っています。

子どもたちのためにできること

●登下校の時間に合わせて散歩する。

↓子どもたちの見守りにつながります。

●玄関外の電灯をつけておく。

↓人目につかない薄暗い場所が減ることは、青少年を犯罪被害から守ることに効果的です。

●スマートフォンのフィルタリングを積極的に導入する。

↓SNSなどがきっかけで青少年が性犯罪の被害にあうこともあります。

子ども・若者の育成支援のため、市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

トラブルに巻き込まれたら

警察相談専用 ☎#9100

チャイルドライン

(18歳以下対象)

☎0120・99・7777

消費者ホットライン

(買い物などのお金のトラブル) ☎1188



11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

問合せ先 女性センター ☎287・4755



関連情報は
こちら

暴力は人権侵害です

「DV防止法」施行から20年以上が経ち、DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉の認知度は高まりました。配偶者やパートナー(別れた後も含む)からの暴力(DV)、交際相手(別れた後も含む)からの暴力(デートDV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、女性が被害者になる割合が高く、著しい人権侵害です。

暴力の種類

暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、**精神的暴力** 思い通りにならなると不機嫌になる、無視する、大声で怒鳴る、見下すなど
性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しないなど
経済的暴力 生活費を渡さない、妻が外で働くことを嫌がる、家計を厳しく管理するなど
社会的暴力 人付き合いを制限する、交友関係を監視する、スマホ履歴チェックなど

若者やこどもの性被害防止

女性だけでなく、若者や子ども性の被害防止への関心が社会で高まっています。国では、今

年の8月と9月を、若者や子ども性の被害防止に向けた緊急啓発期間としました。

特に子ども(男の子)は、被害にあっても、それを性被害であると認識できなかったり声を上げにくいために、適切な支援を受けづらく、被害が潜在化しやすくなっています。例えば次のようなことは、間違った思い込みです。

- ・男性が被害に遭うはずがない
- ・男性なら抵抗できるはず
- ・男性が被害に遭うのは恥ずかしい
- ・男性の被害は大したことない



関連情報は
こちら

気軽に相談ください

DVや性暴力など、自分の努力だけでは解決できない場合は、決して一人で悩まないでください。暴力を受けた側は悪くありません。下記の相談機関(無料)では、被害を受けている方の安全と自立のために必要な支援を行っています。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

主な相談機関

相談機関	受付・相談時間など	相談内容ほか
市役所 配偶者暴力相談支援センター (女性相談・DV相談(要予約)) ☎298・7716	【相談日】 月・水・金曜日10時～16時 (祝日、年末年始を除く) 【予約受付】 月～金曜日 8時30分～17時15分、 土曜日 8時30分～12時(祝日、年末年始を除く)	【女性相談】 女性が抱える様々な悩み 【DV相談】 身体的、精神的、性的、経済的暴力
女性センター (女性のための法律相談(要予約)) ☎287・4755	【相談日】 第2水曜日10時～13時 【予約受付】 火～土曜日 9時～17時15分 (祝日、年末年始を除く)	離婚、DV、性的被害、職場の問題、相続など、女性が抱える法的な問題
DV相談+(プラス) ☎0120・279・889	電話相談(24時間) メール(24時間) チャット相談(12時～22時)	DVに関する相談 10か国語対応 メールとチャットは二次元コードから
西入間警察署 ☎284・0110 緊急時は110	年中無休(24時間)	犯罪被害、DV、ストーカー行為などに関する相談
県性暴力等犯罪被害専用電話 アイリスホットライン 全国共通番号☎#8891 または☎0120・31・8341	電話相談(24時間)、メール相談、Web相談、 面接相談・オンライン面接相談(Zoom) 詳しくは二次元コードから	性暴力、性犯罪被害相談 医療機関受診による支援 (付添支援など、産婦人科、精神科) 弁護士による法律相談などの支援 (連絡調整、付添支援など)
よりそいホットライン ☎0120・279・338→[3]を押す	年中無休(24時間)	性暴力、DVなど女性の相談
男性のための 性暴力被害ホットライン ☎0120-213-533	毎週土曜日19時～21時 12月23日(土)までの間(予定)	性暴力被害を受けた男性の相談 (相談員は全て男性です)
男の子と保護者のための 性暴力被害ホットライン ☎0120-210-109	毎週金曜日・土曜日16時～21時 12月23日(土)までの間(予定)	性暴力被害を受けた男の子(18歳未満)とその保護者など

不法投棄をさせないようにしましょう

問合せ先 生活環境課環境推進担当

不法投棄をされてしまったら

所有地(管理地)への不法投棄を目撃した場合は、危険なので注意や追跡などは行わないでください。西入間警察署に連絡し、日時、場所、ごみの種類と量、車両情報、人物の特徴などを伝えて、行為者の特定を依頼してください。

不法投棄者が判明しない場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、その土地の所有者(管理者)が自らの責任で処分しなければなりません。

西入間警察署
☎284・0110

不法投棄をさせないために

土地の所有者(管理者)は次のような工夫を行い、不法投棄を未然に防ぎましょう。

- ・定期的な見回りをし、土地の状況を常に把握する
- ・草木の除草や伐採を行い、見通しのよい環境を整える
- ・フェンスや柵を設置し、侵入できないようにする

市の取組

不法投棄パトロールを定期的に行っています。また所有

地(管理地)やごみ集積所への不法投棄防止のため、啓発看板を配付しています。

看板をご希望の方は、市役所2階の生活環境課へお越しください。

※ 数に限りがあります



不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、法律で禁じられています。違反すると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金(法人に対しては3億円以下の罰金)またはその両方が科せられます。

野外焼却は禁止されています

問合せ先 生活環境課環境保全担当

埼玉県生活環境保全条例では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。

市には、「近所でごみを燃やして煙で困っている」や「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。



家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずに、リサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。

次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます

・落ち葉たきなど、日常生活を営む上で、通常行われる焼却

却で軽微なもの
・稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
・キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください

- ① 紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない
- ② よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する
- ③ 風向きを考慮して焼却する
- ④ 火の粉が飛ばないように焼却する
- ⑤ 焼却を放置しない
- ⑥ 条例の適用から除外される焼却であっても、なるべく集積所に出す

※ ①～⑥を遵守した上、近隣住民へ配慮して実施してください

なお焼却について市へ相談が寄せられた場合は、消火していただくようお願いいたします。

地産地消でつながる・つなげる農業へ

問合先 産業振興課農政担当

旬の農産物が多く出回る11月は、「埼玉県地産地消月間」です。地産地消とは、地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組です。

地産地消の主な効果

- ・消費者は、「農家の顔が見える関係」で生産状況などが確かめられ、新鮮で安心・安全な農産物を消費できる
- ・生産者は、消費者のニーズに対応した生産が図られる
- ・地域の伝統的な食文化の継承につながる

- ・食育の機会になる
- ・自給率の向上につながる
- ・輸送距離の短縮により地球温暖化などの環境問題に貢献

市の農業と主な取組

市の農業の特徴は、消費地と生産地が近いことを活かし、鮮度が重要な野菜中心に少量多品目の作物を生産する農家が多いことです。市では、地域の消費者との交流・体験活動の実施、朝市の開催、野菜シールの普及、学校給食での地産農産物の利用などを行っています。

障害者週間(12月3日～9日)をご存じですか

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

障害者週間は、障害者基本法により、国民一人ひとりが、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化など、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられています。

市では、市内障害者団体と協力し、市民の皆さんに障害者への理解を深めるため、様々な事業を予定しています。ぜひお越しください。

※ 12月2日(土)開催の第11回

障害者交流フェスティバルは、18ページに掲載されています

障害者団体などの紹介(パネル展示)

市内障害者団体や障害者を支援する団体、障害福祉サービス事業所の活動の様子をパネル展示で紹介いたします。障害者就労施設などの物品販売も行います。

期間 12月4日(月)～15日(金)まで(土・日曜日を除く)

場所 市役所1階ロビー

11月はねんきん月間です

問合先 保険年金課保険資格担当

ねんきん月間に合わせて、**年金相談会を実施します**

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」としています。この機会に「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録や年金見込額などを確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。パソコンやスマートフォンから、いつでも利用できます。利用方法は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構HP

川越年金事務所の職員による年金相談会を実施します。

保険料の納付相談や受け取る年金のことなど、年金制度に関してわからないことがあれば、この機会にぜひご利用ください(保険料の納付はできません)。

日時 11月15日(水)10時～15時

場所 若葉駅前出張所

その他 本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証など)、年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)をご持参ください。

※ 本人以外に関する相談には、委任状と代理人の本人確認ができる書類が必要です

「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間です

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方をいいます。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりつつある一方、社会では「家族が介護するのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立し、悩み

を周囲に相談できない状況となつていきます。ケアラーが孤立しないように、誰もがケアラー支援の必要性などを理解し、社会全体で見守り、支えていく必要があります。県では11月を「ケアラー月間」として、集中的な広報啓発を行っています。



詳細はこちら

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」 秋季全国火災予防運動を実施します

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合予防課 ☎281・3117

11月9日(木)から15日(水)は、秋の全国火災予防運動期間です。
住宅用火災警報器の設置・点検をお願いします

寝室などに煙式の警報器を設置しましょう！設置済の方は、年に2回は警報器の掃除や点検をお願いします。本体のボタンを押すか、付属のひもをひくと、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。設置後10年を目安に交換しましょう。



管内の火災原因ワースト3(令和4年中)

- ・1位 放火(疑いを含む) 5件
- ・2位 たばこ 4件
- ・3位 こんろ 3件
- たき火 3件

防火ポスターの優秀作品が決定！

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島市と坂戸市の小学3・4年生の児童を対象とし、夏休み期間中に「防火ポスター」を募集しました。その結果、294点の応募があり、54点が入選しました。その中

から最優秀作品1点と優秀作品6点を選出しました。
最優秀作品



藤小学校4年
峰岸 彩愛さん
優秀作品



鶴ヶ島第一小学校4年
安藤 想さん



新町小学校3年
長崎 晟道さん
ほか、坂戸市内の小学生4人

鶴ヶ島市内小学生の入選作品は

秋季全国火災予防運動期間に合わせ、左記のとおり展示します。

展示場所 市役所1階ロビー

展示期間 11月2日(木)～16日(木)

※ 土曜日午後・日曜日、祝日を除く

問合せ 同組合予防課

☎281・3117

**救急車が来るまでに用意しておく
と便利なもの**

◆保険証や診察券

◆お薬手帳や普段飲んでいる薬

◆靴

◆現金

◆おひとりの場合ご家族の連絡先

◆乳幼児の場合はさらに

◆母子健康手帳

◆紙おむつ

◆は乳びん

◆タオル

これらを用意すると、救急隊が病院までの連絡や搬送をスムーズに行うことができます。動けない場合や用意できない場合は、無理をせず救急車の到着を待つてください。

問合せ 同組合警防課救急担当

☎281・3116

消防署を公開します

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、11月9日の「119番の日」に合わせて、消防指令センター、鶴ヶ島消防署および坂戸市内の消防署を市民の皆さんに公開します。

119番通報を受ける消防指令センターや消防車など、普段あまり見ることがない消防署の内部を見学できます。



場所 消防指令センター、鶴ヶ島消防署、坂戸消防署、東分署、西分署

日時 11月3日(祝)～9日(木)9時～16時

問合せ 同組合指揮指令課

☎281・3495